

平成 2 5 年 9 月 川 棚 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 3 日 目)

平成 2 5 年 9 月 3 0 日 木 曜 日 (午 前 1 0 時 開 議)

出 席 議 員 (1 6 人)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 1 番 | 村 井 | 達 己 |
| 2 番 | 竹 村 | 一 義 |
| 3 番 | 福 田 | 徹 |
| 4 番 | 堀 田 | 一 德 |
| 5 番 | 三 岳 | 昇 |
| 6 番 | 毛 利 | 喜 信 |
| 7 番 | 田 崎 | 一 幸 |
| 8 番 | 波 戸 | 勇 則 |
| 9 番 | 小 谷 | 龍 一 郎 |
| 1 0 番 | 朝 長 | 敏 |
| 1 1 番 | 小 田 | 成 実 |
| 1 2 番 | 田 口 | 一 信 |
| 1 3 番 | 森 田 | 宏 |
| 1 4 番 | 久 保 田 | 和 惠 |
| 1 5 番 | 山 口 | 隆 |
| 1 6 番 | 初 手 | 安 幸 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 山口 栄 治 |
| 書 記 | 小 林 修 一 |

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 山口 文 夫 |
| 副 町 長 | 琴 尾 繁 |
| 教 育 長 | 古 賀 信 雄 |
| 総 務 課 長 | |
| 兼選挙管理委員会書記長 | 山口 誠 実 |
| 企画財政課長 | 大 川 豊 文 |
| 国体推進室長 | 吉 永 文 典 |
| 税 務 課 長 | 中 尾 剛 |
| 健康推進課長 | 中 辻 徹 |
| 会 計 課 長 | 三 岳 昭 |
| 住民福祉課長 | 住 吉 克 己 |
| 産業振興課長 | |
| 兼農業委員会事務局長 | 太 田 啓 寛 |
| 建 設 課 長 | 水 谷 末 義 |
| ダム対策室長 | 辻 孝 治 |
| 水 道 課 長 | 廣 田 洋 一 |
| 教 育 次 長 | 野 上 英 了 |
| 行 政 係 長 | 荒 木 俊 行 |

議事日程

- 日程第 1 報告第 4 号 平成 2 4 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び
資金不足比率について
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 2 4 年度川棚町一般会計決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 平成 2 4 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定
について
- 日程第 4 認定第 3 号 平成 2 4 年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 5 認定第 4 号 平成 2 4 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定につ
いて
- 日程第 6 認定第 5 号 平成 2 4 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定に
ついて
- 日程第 7 認定第 6 号 平成 2 4 年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定につ
いて
- 日程第 8 議案第 49 号 平成 2 4 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 2 4 年度川棚町水道事業会計決算認定について

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、報告第4号「平成24年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。報告内容の説明を求めます。

町 長 おはようございます。報告第4号「平成24年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を致します。この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度、監査委員から、その審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し議会に報告するものであります。

別紙にそれぞれの比率を表にして記載をしておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告を速やかに公表することに致しております。詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

企画財政課長 それでは、私から詳細についてご説明致します。まず、鑑を1枚お開きください。ここに平成24年度決算に基づく健全化判断比率、そして資金不足、この2つの表をお付けしております。この説明の前に、制度について若干触れさせていただきたいと思っておりますので、もう1枚めくっていただき、健全化判断比率の公表についてという資料をご覧ください。

この4行目から記載しておりますが、この財政健全化法につきましては、地方公共団体の財政の健全化を高めることを目的としており、地方公共団体の長に対し一般会計等における健全化判断比率、その内訳としましては実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することを義務づけたという、そういった制度でございます。また、健全

化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準を上回った場合は、財政健全化計画、そして財政再生基準を上回った場合は財政再生計画を、そして資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は、経営健全化計画を策定することが義務づけられていると、そういった制度でございます。もう1枚、ページを戻っていただけますでしょうか。

そして、まず健全化判断比率のうち実質赤字比率と連結実質赤字比率について、この2つにつきましては、いずれも実質収支が黒字であったため、赤字比率自体が生じておりませんので、横線でお示ししたという次第です。

次に、実質公債費比率、これが14.5%で、早期健全化基準の25%を下回っております。将来負担比率につきましては、54.7%、これも早期健全化基準350%を下回っているということです。それでは、下の資金不足比率の表に移ります。

これは公営企業毎の経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、この3つが対象となっております。この3つの特別会計につきましては、いずれも資金不足が生じておりませんので、横線で示したという次第であります。この表について、簡単に触れますが、もう一回、健全化判断比率等の公表について、という資料をご覧ください。

この下の段の川棚町財政状況について、ということで記載しておりますが、この4行目からになります。

の実質公債費比率は、平成22年度から平成24年度までの3カ年平均の数値でございます。これを各年度の単年度の数値で見ますと、22年度が16.8%、23年度が15.6%、24年度は13.9%となっております。平成16年度から借入金を抑制した結果、実質公債費比率が減少の傾向を示しております。

次に、将来負担比率につきましては、本町の地方債残高、公営企業等の繰入金見込額、東彼地区保健福祉組合の公債費にかかる負担見込額、退職手当負担見込額はいずれも減少してきておりますので、前年度を下回り54%になったという次第でございます。この資料の2ページ目以降、それぞれの数値の説明と算出方法をお示ししておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

今回の報告内容につきましては、先程町長が申し上げましたように、例年通り、今回の報告以後、すみやかにお配りした公表資料をホームページに掲載し、

また、概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えております。そして、今回、本日お配りした資料で、歳入決算の状況、そして決算カードという資料について簡単にご説明致します。

まず、歳入決算の状況でございますが、これは例年、決算認定の折に配布提供している資料でございます。これは各数値の11年にわたる長いスパンでの数値を掲げております。そして、5ページ、6ページにつきましては、近隣の波佐見町、東彼杵町の数値を記載しております。そして7ページ以降は、主な数値についてグラフでもって視覚的に分かりやすいように、お付けをしているということです。

この中で、最も財政健全化に関連の深い9ページについて説明致します。9ページをお開きください。これが積立金地方債残高、町債、公債費、これらの経緯を示した推移表でございます。ご覧いただくと分かりますように、地方債の残高、これが平成16年度をピークとしまして減少の傾向ということで、傾向が生じております。そして、積立金でございますが、これにつきましては平成20年度が最も一番底の年度でありまして、この時が17億7千万円程、それから若干積立を行ってまいりまして、現在20億円を超したという状況であります。これにつきましては、こういった傾向であるということで、最も財政健全化に関連が深いということで説明をさせていただいた次第でございます。

以上、説明を終了させていただくとしまして、報告とさせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

14番久保田 一番表のですね、歳入決算の状況のところを見てですね、地方消費税交付金という。

議 長 どの資料でご質問ですか。

14番久保田 横書きの、今説明された分の1ページです。歳入決算の状況の資料を見て質問します。

地方消費税の交付金というところが、18年、19年をピークにして、ずっと下がりつつあります。これは、これから消費税が8%、10%となったとしても、町村にわたる部分は50%が振り当てられると思います。それで人口と

従業員数に案分するというふうになっていると思いますが、ここはこれからは
どういう状況になると思われそうですでしょうか。

企画財政課長 お答え致します。現在、この地方消費税交付金につきましては、
消費税の総額が5%、そのうち1%が地方分の消費税ということになります。
そのうち、市町村に対して1%ですので、それからさらに市町村、県の取り分
を除いて市町村の配分ということになります。今回の消費税の増税につきまし
ては、この分が8%にまずはなる。そのうち地方消費税分が1.7%になる
ということが予定されております。しかしながら、現在のところ、このうち市町
村の配分ですね、これは久保田議員がおっしゃいましたように人口あるいは従
業員数、こうしたもので算定をしておりますが、この分につきましては、現
在のところ情報がまだ出されておられません。正式な国の情報というものが出さ
れておりませんので、この点はまだ不明な状況です。以上です。

5 番 三 岳 実はですね、先程町長の説明の中で、町民の方に公表するという
話がありましたが、この報告の2枚目でですね、健全化判断比率というのがあ
りまして、実質赤字とですね、連結の分ですか、この分は横線で表示をされて
いるわけですね、この状態ではですね、非常に分かりづらいということもあろ
うかと思うんですよね。その公表の2ページですね、2ページで初めてアンダ
ーバーのことが括弧書きで、マイナスの5.12%ですよという表示がしてあ
って、じゃあ本町はアンダーバーと言いますか、ハイフンでいいんだなとい
うのが理解できると思うんですよね。だから、実際の数字がどうなのかとい
うことを公表されるときにですね、町民の方にそこまで表示をされるかどう
か、このままではちょっと非常に理解しづらい部分があるかと思うんですが、
その点は2枚目で公表されるということなのか、お尋ねをします。

企画財政課長 お答え致します。まず、ご質問にございました別紙という状況で
すね、これの様式についてでございますが、この公表につきましては、監査委
員の意見が出されてから、すぐ県知事に報告、そして議会に報告後速やかに総
務大臣に報告となっております。この様式が別紙にある様式でございます。
したがって、別紙では赤字でない場合は横線で示すというものになっておりま
す。そして、議員がおっしゃったように、これでは非常に分かりづらいとい
うことでありまして、資料でお付けしております健全化判断比率等の公表につ
いて、これを今回、4ページになっておりますが、これもですね、ホームページ

の公表の際には、お付けをしまして、住民の方がご覧になっていただく時は、一連の都合5枚ですね、5枚を一連の資料としてご覧いただくということができるよう配慮をしておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

4 番 堀 田 歳入決算の状況の中の、この一番下の合計の下の欄に積立減少、地方債増加というような表示がしてあって、数字が書いてありますけど、この表の見方をちょっと教えていただきたいと思います。

企画財政課長 こちらがですね、要は、積立金が減少すると財政上悪い状況である。そして地方債の増加というのも悪い状況である。これがですね、相殺して悪い状況であるというのがですね、14年度あたりから18年度まで三角で示しております。こういう状況が悪くなっているという状況です。ここから19年度あたりから三角が抜けまして、プラスということになります。この分が借金が少なくなり、貯金が増えている。そういった見方の参考資料としてとりまとめた数値です。ですからこれが、表現として、積立の増減あるいは地方債の増減、こういった表現の方が適当だったかなとは思いますが、そういった数値だと、参考までに示したものとご理解いただくようお願い致します。

議 長 質疑なしと認め、報告済みと致します。

議 長 次に、日程第2、認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」から、日程第9、認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町 長 認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」から認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」と、議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計剰余金の処分について」ならびに認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」までを、一括上程いただきましたので、併せて説明を致します。

まず、認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」から、認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」までであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る8月16日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび9月4日に監査委員から当該決算にかかる

審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、「決算書及び各附属書類は法令の定めにしたがって調整されている」としてありまして、総括として「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書、その他と照合審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、概ね適正に処理され、各種事業は概ね所期の成果を収めていると認められる。」との意見をいただいたところであります。

続きまして、議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」をご説明致します。

まず、議案第49号につきましては、地方公営企業における利益の処分は、地方公営企業法第32条第2項において、「利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならない」と規定されていることから、平成24年度川棚町水道事業会計の決算において生じた未処分利益剰余金の処分について、議会の議決をお願いするものであります。

次に、認定第7号につきましては、平成24年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る5月27日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月2日に監査委員からの当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。監査委員の審査結果につきましては、「決算について作成すべき書類及びその様式は、法令の定めを全て充足している」としてありまして、決算審査意見として、「審査に付された決算報告書他、決算諸表及び関係諸帳簿類は、いずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める」との意見をいただいたところであります。そのほか、詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明致しますので、ご審議の上認定またはご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、一般会計についての補足説明を求めます。

会計管理者 それでは、一般会計の決算認定についてご説明を致します。決算につきましては、先程町長が申しましたように、地方自治法第233条の定めにより、次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付する手続きをとらなければならないと規定をされております。

それでは、決算書の一般会計の分のご説明を致します。まず、97ページをお開きください。ここには実質収支に関する調書ということで記載を致しております。歳入総額が54億7,102万2,219円、2つ目の歳出総額が52億5,540万1,715円、3つ目に歳入歳出差引額としまして、2億1,562万504円となっております。4つ目の翌年度へ繰り越すべき財源としまして、(2)繰越明許費繰越額でございますが、2,484万7千円でございます。5番目の実質収支につきましては、1億9,077万3,504円の黒字となっております。それでは、決算書2ページをお開きください。

2ページから9ページの総括的な部分についてご説明を致します。2ページから5ページまでが歳入となっております。なお、款毎の説明につきましては、今朝配布致しております補足説明資料の1ページから3ページに収入済額、前年度対比、増減額、それと主な要因を記載致しております。後ほど、お目通しをいただきということで説明を省略させていただきたいと思っております。決算書の4ページをお開きください。

一番下の歳入合計でございます。予算現額が61億1,922万500円、調定額が58億4,757万6千円に対しまして、収入済額が54億7,102万2,219円、不納欠損額が840万1,472円、収入未済額3億6,815万2,309円、予算現額と収入済額との比較、三角の6億4,819万8,281円となっております。次に、6ページから9ページにかけまして、歳出となっております。款毎の説明につきましては、歳入同様補足説明資料の3ページから5ページに記載を致しておりますので、同様に省略をさせていただきます。決算書8ページをお開きください。

下段の歳出合計でございます。予算現額61億1,922万500円、支出済額52億5,540万1,715円、翌年度繰越額6億8,513万4千円、不用額としまして1億7,868万4,785円、予算現額と支出済額との比較8億6,381万8,785円となっております。なお、支出済みで見ます対前年度比は16%の10億250万7,617円の減でございました。歳入歳出

差引残額は、下の方に記載を致しておりますが、2億1,562万504円ということになっております。なお、補足説明資料の3ページには、不納欠損額の状況を、それと5ページには予算流用、予備費充用、繰越明許費の状況を、それと6、7ページには、歳入歳出の款項毎に予算現額欄に当初予算額、補正予算額等を網羅したものを記載、それと最後の8ページには、税料金等の過去5年間の徴収率を記載を致しております。それと、決算書の100ページから105ページにかけては、財産に関する調書を記載致しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、国民健康保険特別会計についての補足説明を求めます。

健康推進課長 それでは、私の方から国民健康保険事業特別会計の決算認定について補足説明を致します。決算書は108ページをお開き願いたいと思っております。

歳入は、国民健康保険税の収入未済額1億260万7,539円があるために調定額の94.7%となっております。不納欠損額は、132万7,200円、32件分を地方税法第18条による時効で不納欠損処分と致しております。次のページをお願い致します。

歳出は、予算額の99.2%の執行率でありました。次に139ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額18億4,855万9,302円、歳出総額18億2,796万8,827円で、歳入歳出差引2,059万475円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、同額が実質収支額となります。次のページをお願い致します。141ページでございます。

基金の状況を記載致しておりますが、年度中の増減高、財政調整基金で2千万円を取り崩しを致しまして、預金利子として22万4,271円を差し引いて1,977万5,729円の減少となっております。それでは、成果報告書をお開き願いたいと思っております。92ページでございます。

決算の概要でございますが、平成24年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額は、ここに記載をしております。先程実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

二番の歳入でございます。歳入につきましては、歳入歳出それぞれ事項別明

細書に記載を致しております。歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては、18.2%でございます。国庫支出金は、26.2%、療養給付費交付金7.4%、前期高齢者交付金20.2%、その他28%でございます。歳出につきましては、歳出総額のうち、総務費の割合が0.3%、保険給付費の割合が69.5%が一番多くなっております。それ以降、後期高齢者支援金等をそれぞれ記載を致しておるところでございます。次のページ93ページをお開きください。

93ページには、歳入歳出の23年度と24年度の決算の比較を掲載を致しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、後期高齢者医療特別会計についての補足説明を求めます。

健康推進課長 それでは、後期高齢者医療特別会計決算認定についての補足説明を致します。決算書については、144ページでございます。成果報告書は108ページに記載を致しております。

この後期高齢者医療につきましては、保険料1割、現役世代の保険料を4割、公費負担5割、そして国民全体で支える仕組みでございます。歳入歳出については、最終的には同じ額となりますけれども、精算は次年度で行うことになっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、予算時にも説明を致しておりますが、長崎県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、特定期間となる平成24、25年度の保険料率の改定が可決されておきまして、24年度が初年度の賦課徴収となっております。それでは、決算書144ページでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料の収入未済額98万7,616円があるために、調定額の99.3%の収納率でございました。次のページ、歳出でございます。

歳出につきましては、予算額の99.8%の執行率でございます。次に、実質収支についてご説明致します。159ページをお開き願います。

歳入総額1億4,820万2,852円、歳出総額1億4,802万2,362円で、歳入歳出差引額18万490円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となります。それでは、総括について

ご説明を致しますので、成果報告書108ページをお開き願います。

決算の概要につきましては、先程説明をしたところでございますが、歳入につきましても、歳入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合が69.4%でございます。繰入金に占める割合が30.1%、その他0.5%でございます。

次に、歳出でございます。歳出総額に対する総務費の割合が1.8%、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が98.1%、諸支出金が0.1%ございました。なお、歳入歳出それぞれ事項別明細書に記載を致しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、介護保険事業特別会計についての補足説明を求めます。

健康推進課長 それでは、私の方から介護保険事業特別会計決算認定について補足説明を致します。決算書162ページをお開きいただきたいと思っております。成果報告書が111ページになります。

歳入における収入額につきましては、11億8,331万6,989円に對しまして、11億4,053万6,899円で、収入率96.4%となっております。収入未済額4,193万7,220円で介護保険料未済額682万5,220円と、繰越事業にかかる県支出金3,511万2千円でございます。不納欠損額は84万2,870円で23件分をやむを得ず処分を致しております。次のページが歳出でございます。

翌年度繰越額3,511万2千円があるために、予算額の89.6%の執行率でございました。次に、実質収支についてご説明致します。187ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額11億4,053万6,899円、歳出総額10億5,457万3,662円で、歳入歳出差引残額は8,596万3,237円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となります。なお、次年度精算において返還すべき額が1,114万1,507円を含んでおりますので、返還額を控除した残額7,482万1,730円が次年度の自主財源可能額となります。平成24年度は、第5期介護保険事業の認定期間でございますので、概ね順調な財務状況でございます。

成果報告書の総括の方で説明を致します。

決算の概要につきましては、先程申したとおりでございます。歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料 19.7%、国庫支出金 22.2%、支払基金交付金 25.4%、県支出金 13.5%、繰入金 13.4%でございます。歳出につきましては、歳出総額の大部分 93.1%を保険給付費が占めておりまして、総務費 1.8%、地域支援事業等費 3.7%、諸支出金が 1.4%となっております。それでは、本日お配りを致しております A3 判の方をご覧いただきたいと思っております。

平成 24 年度介護保険事業特別会計決算総括表で資料を提出を致しております。上の段が歳入の項目でございます。下の段が歳出の項目をそれぞれ縦の分では各款項目毎に、横の軸は事務費対応分、給付費対応分、地域支援事業対応分とそれぞれ記載を致しております。歳入の上の段の右の方になりますと、真ん中より右側に被保険者、これが保険料でございます。あと、国支払基金、県、町のそれぞれの負担割合で記載をしておりまして、先程申しましたが、一番右側、次年度精算見込み額がここの分に入るところでございます。1,114 万 1,507 円が次年度に精算すべき額でございます。

下の歳出項目の一番下段ですね、歳入歳出差引残高、ここの分で 7,482 万 1,730 円が次年度の自主財源可能額となるところでございます。この中で、右側の下から 2 つ目の地域支援事業の事業規模を記載を致しておりますが、平成 24 年度の地域支援事業の分にかかる制度上の上限、これは国等が定める上限でございますが、実績が、介護予防事業が 0.6%、包括的支援事業、任意事業が 1.63%の合計 2.23%の事業規模となっているところでございます。なお、介護予防事業が上限の 2%から実績 0.6%と低い状況であります。この分につきましては、保健師また栄養士、看護師等の雇用等が必要となる事業等が多くなります。25 年度以降につきましては、事業等の展開も実施をしておるところでございますが、24 年度は実績として 0.6%であるというところでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、公共下水道事業特別会計についての補足説明を求めます。

水道課長 それでは、決算の詳細について説明をさせていただきます。

それでは、説明をさせていただきます。決算書 192 ページからであります、まず 207 ページ、実質収支に関する調書で説明を致します。歳入総額が 5 億 4,629 万 4,071 円で、歳出総額は 5 億 4,083 万 6,224 円となっております。歳入歳出差引額 545 万 7,847 円であります。次に、決算書の 192 ページ、193 ページです。

歳入についてであります、不納欠損額につきましては、受益者負担金並びに下水道使用料につきまして、やむなく不納欠損処分としたものであります。収入未済額につきましては、現年度の滞納分と過年度の滞納分であります。なお、3 款の国庫支出金につきましては、雨水建設の繰越に伴う国庫支出金の収入未済というふうになっております。次に、194 ページ、195 ページの歳出であります。

歳出の 2 款の建設費であります、翌年度繰越額 2,750 万円、これにつきましては、雨水建設費、栄町地区の雨水建設の分を 25 年度に繰越をしたものでございます。次に、成果報告書 123 ページの総括についてご説明を致します。

決算の概要につきましては、先程説明のとおりであります、収入済額は調定額の 96.2%、歳出は予算額の 94.6% でありました。歳入につきましては、歳入総額に対する主な割合が国庫支出金が 10.6%、町債 9.8%、一般会計繰入金 51.9%、その他 27.7% であります。

次に、歳出についてであります、歳出の総額に対する割合と致しましては、総務費 18.1%、建設費 26.1%、公債費 55.8% でありました。予備費の支出はございませんでした。なお、詳細につきましては、成果報告を後ほどご覧いただければと思います。決算書 210 ページ、211 ページには、財産に関する調書を記載致しておりますが、特に変更はございませんでしたので、残高としては昨年と同じ数字となっております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上認定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、簡易水道事業特別会計についての補足説明を求めます。

水道課長 それでは、決算の詳細について説明をさせていただきます。決算書は 214 ページからであります。成果報告書は 132 ページからであります。

それでは、決算書の 225 ページ、実質収支に関する調書で説明を致します。

歳入総額が274万7,946円で、歳出総額は237万7,569円となっております。歳入歳出差引額37万377円であります。次に、決算書の214ページ、215ページの歳入であります。不納欠損、収入未済額ともにございません。次に216ページ、217ページの歳出であります。翌年度に繰り越す額もございません。それでは、成果報告書の132ページの総括についてご説明致します。

決算の概要につきましては、先程説明を致しましたが、歳入は予算額の96.9%、調定額の100%であります。歳出は予算額の83.9%であります。

次に、歳入についてであります。歳入総額に対する割合と致しましては、水道料金の割合が65.7%、一般会計繰入金が21.8%、翌年度繰越金は12.2%、その他が0.3%であります。

歳出につきましては、歳出総額に対する割合と致しまして、総務費が2.6%、事業費が97.4%であります。次に、決算書の228、229ページをお願い致します。

財産に関する調書でございます。平成24年度におきましては、猪乗川内簡易水道事業を上水道に統合を致しました。その結果によりまして、猪乗川内簡易水道にかかる土地、建物についてを減と致しておりまして、現在高は木場簡易水道の建物のみというふうになっております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上認定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 次に、議案第49号及び認定第7号について、併せて補足説明を求めます。

水道課長 それでは、まず議案の詳細について説明をさせていただきます。剰余金の処分につきましては、平成23年度より地方公営企業法の一部改正に伴い、議会の議決を経て処分することと致しているところでございます。最初に未処分利益剰余金処分計算書案ですが、決算書の6ページをお開きください。水道の決算、別刷りになっております。よろしいでしょうか。

決算書の隣の5ページの水道事業損益計算書と併せてご説明をさせていただきます。まず、5ページの損益計算書で説明させていただきますが、金額につきましては消費税抜きありますので、あらかじめご了承ください。営業収益は、給水収益からその他の営業収益までの総額で2億9,298万275円で、営

業外費用は、原水費から資産減耗費までの総額2億3,009万1,222円で、営業利益が6,288万9,053円となります。営業外収益は、受取利息から雑収益までの総額1,627万1,084円で、営業外費用は支払利息と雑支出までの総額で1,934万5,001円で、営業外利益がマイナス307万3,917円となります。経常利益が5,981万5,136円となっております。当年度純利益でも同額であり、前年度繰越利益剰余金3,172万5,199円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は9,154万335円となります。そこで、議会の議決による処分数額は、6ページの剰余金処分計算書の3段目、減債積立金に3千万円、4段目の建設改良積立金に3千万円の併せて6千万円を処分したいと予定しております。このようにご決定いただきますと、処分後残高翌年度繰越利益剰余金が3,154万335円となるものであります。この式につきましては、翌年度以降における企業債の償還や建設改良工事等の資金として蓄えるものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

それでは、引き続き決算について説明をさせていただきます。平成24年度決算につきましては、先程の簡易水道事業でも申し上げましたとおり、猪乗川内地区簡易水道事業を上水道に経営統合致しました。その決算内容となっておりますので、ご理解をお願い致します。それでは、決算書の11ページをお開きください。

内容についてであります。平成24年度における川棚町上水道の給水状況と致しましては、ここに掲げているとおりでありまして、給水区域内人口に対して99.7%にあたる1万4,469人に給水致しております。年間配水量につきましては、201万8,206^mで、前年に比べ29万645^m減少致しております。有収水量につきましては、年間の総有収水量178万7,894^mで、これにつきましても前年に比べ減少を致しております。なお、有収率につきましては、前年度に比べて1.2%増加し、88.6%となっております。なお、減少についての大きな要因ではありますが、工場等における減少でありまして、特にコバレントマテリアル長崎の使用量の減少が影響しているというところであります。

次に、経営の状況であります。事業収益は、前年度に比べますと2,60

3万4,664円、7.8%減少となっております。事業費用が前年度に比べますと955万1,129円、3.7%の減少となったところでもあります。その結果の収支として、先程説明致しました5,981万5,136円の純利益が生じています。

次に、資本的収支についてであります。収入につきましては、企業債の1億円でありまして、これにつきましては決算書の3ページ、4ページをお開きいただければと思います。支出につきましては、建設改良費では猪乗地区テレメーター増設工事の他、第7次拡張事業の急速ろ過設備製作工事などの改良費と企業債の償還金を併せまして、2億2,356万7,504円の支出を致しております。なお、3ページの表の下の方に書いておりますように、資本的収入額が資本的支出に対して、不足する額につきましては、記載のとおり補てんを致しております。内容については、お目通しをいただきたいというふうに思います。なお、各工事等を含めまして11ページから16ページには、詳細の決算の内容を記入を致しております。費用明細書において記入を致しておりますし、7、8ページの貸借対照表、9、10ページの剰余金計算書、17ページから20ページまでの先程言いました明細書、21ページの固定資産明細書、22ページの企業債償還明細書等につきましては、説明を省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上認定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩致します。

(1 1 : 0 4)

(... 休 憩 ...)

(1 1 : 2 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 休憩前に各会計についての説明を受け、これから質疑を致しますが、私の方からお願いをしておきます。決算内容については、成果報告書にも詳しく記載しており、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。さらに、決算審査特別委員会に付託する予定でありますので、その点お含み置きの上、各会計の歳入歳出及び全般にわたり、総括的なものとな

るようお願い致します。また、会議規則の規定では、質疑の回数は一議題につき3回とありますが、会計毎3回まで許可をする取り扱いと致します。

それでは、始めに認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」に対する質疑を行います。

4 番 堀 田 町税の不納欠損額について、ちょっと質問をしたいと思います。

この不納欠損額がですね。

議 長 堀田議員。決算書の何ページかということで場所を指定してから質疑をしてください。

4 番 堀 田 決算書の3ページですね、一般会計の不納欠損のところですね。

この不納欠損額を、なぜ税を徴収できなかったのかという点と、それから事情によって違うと思いますので、個別に対応されたのかどうかですね。もう一つ、この775万円というのは、大変大きな金額と思われれますけど、町としての見解あたりはどういうふうに思っているのか、以上、三点お尋ねしたいと思います。

税 務 課 長 決算書13ページの不納欠損額についてのご質問がありましたので、私の方からお答えさせていただきます。本件につきましては、合計で775万9,252円の不納欠損額の処分でございますが、本件につきましては、まず1つに不納欠損をする根拠としまして、3つの根拠がございます。地方税法第15条の7第1項の規定によるものが1つ。2つ目、地方税法第15条の7第5項の規定によるもの、これが2つ。3つ目に、地方税法第18条の規定によるもの、これは時効と言われるものでございます。この3つの根拠によりまして、今回処分をさせていただいておりますが、まず、個別に内容を検討したのかというご質問でございますが、これにつきましては、全件の説明は省略をさせていただきますが、発生をしております案件につきまして、それぞれ検討をしまして、最終的には町長の決裁をもって、この根拠により処分をさせていただいております。

また、三件目の町としての見解をということでございますが、額につきましては、それぞれの年度で説明をさせていただいておりますが、今回はこのようなことで7百数十万の処分になったものということで理解をしております。ちなみに、全体の収納率の経過をご説明させていただきますと、今年度が現年度分で98.03%、そして、滞納繰越分で13.72%になっておりますが、

この率につきましては、昨年の数字と比較をしますと現年度分につきましては昨年が97.84%ですので、多少向上しております。滞納繰越分につきましては、昨年度が17.34%程でございますので、今年度につきましては若干数字が落ちております。以上、答弁とさせていただきます。

1 4 番久保田 成果報告書での説明を求めます。成果報告書の4ページですけれども、地方消費税にこだわるようすけれども、今年度の24年度はですね、予算は23年度に1千万円を上乗せして予算を立てられたと思っております。途中で150万円程度の補正で減額をされて、結果としてなおかつ23年度よりも68万4千円が減になっております。そのように至った原因は何だったと思われませんか。

企画財政課長 地方消費税交付金につきましてはですね、算定は全て国、県で行いますので、詳しい詳細というのは入ってきません。ただ、減少として考えられますのがですね、一つには人口の減、要するに人口割り部分というものが減じておりますので、そういったものが影響しているかと思えます。もう一つには、総額としての納税額ですね、そういったものの減といったものが勘案されているのではなかろうかと、あくまで推測であります、そのように考えております。

3 番 福 田 決算書の72ページ、成果報告書では60ページですね。企業立地振興費についてでありますけれども、不用額が予算額そのものも少ないですけど、不用額の割合が大きいのではないかとということで、その成果報告書にもありますけれども、東京でも活動されたということでありまして、どういふふうな経過で少なくなったのかをお聞きしたいと思います。

産業振興課長 不用額の割合が大きいということでございますが、24年度に製薬会社の立地の話があつてありまして、その分で東京都内の企業訪問とか誘致活動を行うということでしてありましたけれども、途中からですね、製薬会社の立地ということで協議が進まなくなったということが主な原因ということで。以上です。

8 番 波 戸 成果報告書の58ページ、(1)の商工業振興費、(イ)の特産品による商品開発、既存商品のグレードアップのための専門デザイナー等による提案、改善指導が行われておりますが、これはどのような商品があつたのか、またその効果、売り上げなどの状況をお伺いします。次の(ウ)の2金融

機関に対しての5千万円の預託を行っておりますが、この5千万円の利用状況と今後も続けていかれるのかお伺いします。

産業振興課長 東彼商工会に対して、特産品による商品開発、既存商品のグレードアップのための専門デザイナー等による提案、改善指導ということでございますが、平成24年度につきましては、慈光園の商品を販売するという事で、パッケージのデザイン等の提案を受けております。また慈光園の方では製品化はなっておりませんので、効果とか売り上げというのは未知数でございます。

中小企業振興資金として、2金融機関に総額5千万円の預託を行っているということでございますが、利用件数につきましては、正確な数字ではありませんが、ごくごく少ないということで聞いておったんですが、ゼロということで報告を受けてます。それと、この制度につきましては、利用件数は少ないですが、今後とも実施をしていくということで考えております。

14番久保田 成果報告書22ページ、総務費の中ですけれども、職員の状況の中で、24年度中に退職者が8人とあります。年齢階層で見ればですね、30代、40代の方が去年と比べて5人の減になっていると思います。一番、中核のベテランになるときにですね、この減というのは町にとっても損失ではないかと私は思っております。それと、その下の給与関係のところでは平均諸手当というところに扶養手当と通勤手当はありますけれども、超勤手当というのは発生しないのかお尋ねします。

総務課長 お答えを致します。平成24年度中、職員の減が多いということで、そういうふうな結果になっております。それぞれの方の健康面とか、あるいは今後の自分の生活設計とかそれぞれありますので、できれば居てほしかったというのがありますけれども、そういった状況で退職ということになっております。

それから、諸手当の中に時間外勤務手当ですが、これは時間外勤務をしたときに発生するものでありまして、給与とか扶養手当通勤とか決められたものではない、だからこの中には入れていないということでございます。

8番波戸 成果報告書65ページ、の道路新設改良費のところでは、財務省用地周辺の工事と土地購入のための分筆登記及び物件調査の業務を行ったが、地権者との契約まで至らず繰り越したとありますが、この繰り越された契約は、今年度契約の見込みはあるのか。それと、また老朽化したインフラの問題が最

近報道されておりますが、本町における町道、橋梁の老朽化したインフラの調査は実施されているのか、また状況はどうかお尋ねします。

建設課長 まず最初の質問にお答えします。財務省の用地につきましては、今年度契約をしまして、支払いまで済ませております。それと併せて登記も完了しております。それと、老朽化のインフラの関係なんですが、これにつきましては橋梁が先行をして長寿命化の関係の調査をしております。その後、法面とか構造物関係のインフラについてはですね、今国の方からの指導もあっております。そういう中で、どの時期から町として進められるかというのが、現在検討をしております。ただこれについても、国の補助等を活用しながら進めたいと思っておりますが、まだはっきり見えておりません。そう長くない時期、2、3年後にはそういう取組みを進めていくようになるのではないかと判断しております。以上です。

1 1 番小田 成果報告書の49ページから50ページにかけての質問です。農業振興費として、各種の事業が行われ、その中で農作物振興として部会への活動及び各事業費の助成が行われておりますが、その成果と事業を行ったことによって各農家の収入がどのように収入増に結びついてきているかというふうなことをお尋ね致します。

産業振興課長 農業振興につきましては、こちらに書いてあるのは若干違うんですけれども、49ページの下の方の農業振興費ということで、ここは水稲と生産調整振興のことを記載をしておるところでございますが、新興作物として決めておるものがございます。品目としてですね。それについては、町の産業振興課が事務局となりまして、農業振興協議会そういうもので検討をしながら振興を図っておるところでございます。部会への補助として、その成果と農家の方の収入額がどのようになったかということでございますけれども、これにつきましては、すいません、特段研究成果といたしますか、そういうものの数値は持ち合わせていないのが現状でございます。以上です。

1 3 番森田 小さな問題かも分かりませんが、3件いっぺんに質問致します。まず一つはですね、ガーデニングの問題ですね、これは産業振興課の所管、途中で変わったんでしょ。

議 長 決算書のページ数を。

1 3 番森田 成果報告書の56ページです。3件とも成果報告書で質問致します

す。上の方に書いてありますが、ガーデニングの関係です。現在、産業振興課所管ですが、スタート時は違っておったんですがね。これは日蘭400年記念で花いっぱい運動ということで、私達もずっと関係してきておったんですが、スタート時はですね、各自治体、いわゆる部落ですね、各自治体は全自治体ということでスタートしていると思うんですが、24チームスタートしたんですよ。これは平成12年からだと思いますが、20チームプラス、オープンチームが3、合計23チームでスタートして、現在まで毎年繰り返しておられます。来年ちなみにですね、国体が当町であるんですよ。そういうことも承知しておるんですが、今は緑化推進事業というふうに名前が変わっておるんですよ。これをですね、参加チームが半数になっているから、止めたらどうかという町民のご意見もあります。あるいは逆にですね、もっと盛大にやればいけないかというご意見もあるんですよ。だからやはり事業のそういう検証も必要じゃないかと思うので、それを聞きたいということです。

次に、建設課所管ですけども、72ページです。公共賃貸住宅というんですが、特公賃と言っておりますが、この特公賃がですね、新町に平成12年にできあがっておるんですね。そのように現在管理しておられますが、当初はですね、家賃が5万8千円だったんですよ。だいたい利用者が少なからうという主な理由でですね、現在5万3千円です。ところが新町の3つか4つは空きっぱなしなんです。私が知っている限り空きっぱなしです。もったいないんですね。これがですね、やはり家賃の関係は周辺とのバランスとか、そういうことで町長が決めるということで条例になっておるんですが、主に家賃の額が高いということになれば、再検討すべきではなからうかと、もったいないですね。そういう意味でお尋ねします。

次は、80ページの関係です。教育委員会の方にお尋ねですが、奨学金の関係ですね。奨学金はですね、川棚奨学金と西畑奨学金と2つあるわけですね。2つあって運営されているんですが、資金は潤沢にあるのになかなかですね、奨学金を受ける人が少ないと、ちなみに去年は全然申請がなかったというふうに書いてあるんですね。もちろんこれは貧困の子女に対する奨学金制度ですから、当然それを対象にするんですが、審査基準がなかなか厳しいんですね。町税滞納とかいろんなことがありましてですね、非常に厳しいんですが、これをもっと活発に利用しなきゃいかんじゃないかなと思うんですよ。二つの奨学

金について、要するに審査基準を見直すとかそういう意味で検討したらどうかということでお尋ねです。以上です。

産業振興課長 それでは冒頭のガーデニングのことについてお答えを致します。議員がおっしゃるように、これにつきましては日蘭交流400周年記念事業ということで平成12年度に開催されております。その時に実施された団体数については議員がおっしゃったとおりですけれども、その後止めた方がいいのか、もっと盛大にした方がいいのかというようなご質問でございますけれども、確かに平成24年度の団体数としましては、各地区と団体と含めて14団体ということで、少し少なくなってきたのが実情でございます。しかしながら、これにつきましては、地域住民の方にですね、花に親しんでいただくということを目的に緑化推進事業として取り組んでおるところでございますけれども、今後とも国体等も含めてですね、より多くの町民の方にですね、花と緑に親しんでもらおう、そのためには事業の継続が必要ということで考えております。以上です。

建設課長 質問事項の2つ目についてお答えをしたいと思います。町営住宅の特公賃の住宅でございますが、これにつきましては、この成果報告書に載せているように15戸ございます。新町につきましては、今4戸ですかね、空いております。この分につきましては、特定公共賃貸住宅につきましては、これを造るときにですね、県あたりの承認といいますか、これを造るにあたっては一般的には高額な収入と言いますか、そういう方の対象として設けられているのが実情でございます。ただ、これにつきましては空きっぱなしではちょっとどうかということで、7月から県の方に今協議をしております。これを数戸は一般住宅に変更することができるような手続きの事務処理を現在進めているところでございます。何戸するかということは、今具体的には決めておりませんが、少なくとも2戸は残しておかないといけないのかなというふうには思っておりますので、現在の空き数から今後検討をしていく予定にしております。できるだけ26年の頭からはですね、一般住宅に切り替えられるような考え方を持っていこうかと思っております。以上です。

教育次長 私の方から3つ目のご質問についてお答え致します。まず、奨学金の応募者が少ないというふうなことで、基準が厳しいんじゃないかなろうかというお尋ねでございます。利用者が少ないというのは、数年前から高校の無料化

とかがありまして、高校生の申請も少なくなったというふうなことで申請も少なくなってきたんじゃないかなというふうに判断しているところでございます。それで、確かに西畑奨学金につきましては、かなり審査基準が厳しいんですが、川棚町の奨学資金につきましてはそこまでもないというふうなことで、これまで申請があった中でダメになった事例はほとんどないというふうに私は記憶しているところでございます。ですから、今のところですね、基準につきましては見直しをする考えはないということで考えております。よろしくお願い致します。

1 3 番 森 田 再度お尋ねはですね、ガーデニングのことで、産業振興課長、なかなか内々にそういうことも聞いております。来年は特にですね国体がありましてね、町内にも賛成、反対、やれという人とやめろというのがあるんですよ。継続するならば、もっと例えば総代会にお願いするとか何とかしてまとめてやった方がいいんじゃないかと思うんですよね。ほっといてね、半分しかなくていないということですから。

議 長 決算の質疑ですので、今後どうするかというのは委員会に付託をして、その内容について詳しく質疑もしていただくとしようし、そういった考えも出てくるかと思いますが、そういう意味で捉えながら質疑をしてください。

1 3 番 森 田 事業を再検討して欲しいというふうに思います。以上です。

議 長 後は、分科会等でご議論いただくということでよろしいですか。この件はですね。

1 2 番 田 口 一点お聞きします。決算書にも成果報告書にも載っていないんですが、昨年の平成24年度施策に関する町長説明の中でですね、コミュニティ活動の支援の一つとして職員の地区担当制について、調査研究を行い、その実現に向けて努力するという説明がありましたので、それが、この決算書や成果報告書ではよく見えないので、どのようになっているかということをお聞きします。

総 務 課 長 田口議員のご質問にお答えします。この地区担当制につきましては、今もまだ調査検討中でございますのでご理解をお願いします。

1 4 番 久 保 田 84ページ、成果報告書で説明を求めます。この繰越明許にはなっておりますけれども、元気臨時交付金国庫補助についてはですね、これは職員の給与削減額に見合った事業の計上であります。この計上された数字に見合

ったですね、職員の皆さん方の給与はどのくらい減額されたのか教えてほしいと思います。

総務課長 先程、成果報告の84ページとおっしゃったんですね。地域の元気交付金の件ですが、職員の給与減額は平成25年度でございまして、このこととは全く違いますので関係ございません。

議 長 この制度の内容についてお尋ねですけども、内容的に違うと思います。後でお尋ねになって確認されてみてください。よろしいでしょうか。

5 番 三 岳 60ページになりますが、これは観光費、これは実は労働費とも関連するかと思いますが、緊急雇用創出事業のですね、臨時特例基金を活用してという成果報告書に記載があります。このことについてはですね、その前の年というのは、ブライダルプランナーですか、そういったことで国民宿舎で結婚式をされるようなかたちになってきたと思うんです。今回、お尋ねをしたいのはですね、ここで言うタイトルですか、事業の内容を緊急雇用と、雇用に重きを置くのか、例えばですね、いろんなその他のイベントをやっておられます。そういったもののイベントをやったにしてもですね、これは単年度だけの事業というかたちになってきていると思うんですよね。ですから、例えば去年のブライダルで雇用した方というのが、そのまま継続して雇用されるというかたちになっているのかですね、また、その成果としては、当然結婚式等の件数が増えてきているとか、そういった成果が必要じゃないかと思いますが、今回の2名の方をですね、雇い上げて、成果と言いますか、なおかつその方達はですよ平成25年についても継続して雇用されると、いわゆる雇用の方に重きを置くのかという、そういう視点が必要じゃないかというふうに思っております、今回はこのイベントについても単年度だけの取組みと、来年以降のイベントを継続してやっていきますよという、そういう継続性を求められるんじゃないかなという思いもしておりますし、その特に、雇い上げて1年で終わった、しかし後は仕事が逆に言えばなくなったということになればですね、せっかくの緊急雇用という意味合いが変わってくるんじゃないかなと、そこらへんはどういうふうに捉えておられて、今後どのようなかたちで、この基金と言いますか、活用されていかれるのかお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 ブライダル事業につきましては、この緊急雇用創出の事業ではございませんで、別の事業ということで2年間継続して雇用したというところで

ございます。この緊急雇用創出事業につきましてはですね、雇用の期限が1年間ということに限られております。ですから、1年間はイベント等、企画を致しますが、翌年度については、この事業を使うことができませんので、ただ事業としては、何らかのかたちで継続をしていきたいということで、現在も進んでおるところでございます。以上です。

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(1 2 : 0 0)

(... 休 憩 ...)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 午前中に引き続き、一般会計に対する質疑を行います。

1 5 番 山 口 二点ほどお尋ねしたいと思います。

予算書でございますが、26、27ページ。この中に消防費補助金ということで、この備考欄に地域の元気づくり防災力向上支援事業補助金ということで、金額は別個にしてですね、こういうかたちでの歳入があつてございます。これがどういうかたちで歳出されたのかですね。消防費の歳出の項目で、ちょっとこれが見えないものですから、この点についてお尋ねしたいと。

あと一点がですね、成果報告書の73ページでございます。消防費の中の団員の移動ということで、退団者が21名、入団者が9名と、実質的に12名の減になっているわけですが、新入消防団員の確保について、どのような対策をとられているのか、この二点についてお尋ね致します。

総 務 課 長 申し訳ございません。地域の元気づくり防災力向上の補助金の35万6千円ですが、資料を持ってきていないんですが、地域の元気づくりのうる覚えで申し訳ないんですが、すいません、資料をちょっと持って来ておりませんので、後で回答させていただくということによろしいでしょうか。

それから、団員が減ったということで、その消防団員の加入促進でございますが、これにつきましては消防の分団長会議等で話をして、総代さん等をお願いをして消防団に入ってもらふようにと、加入促進についてはですね、そういったことで町の方で今、特にこういったことでやっているというのはございません。

6 番 毛 利 一点お尋ねします。成果報告書の7ページなのですが、類似団体との比較ということで、表が付いております。ここに注意書きのように「これは単純な比較がなじまない要素がある」ということなんですけれども、この中でいう扶助費なんかはですね、去年が138.7だったんですかね、下のグラフで見ても扶助費だけが飛び出ているというのが状況かなと思うんですけれども、例年こういったおそらく数値で推移しているんじゃないかなと思います。よく言われるんですけれども、この町は扶助費が高いというようなことを聞かれたこともありまして、方やですね、その下にあります普通建設事業費であるとかというのは29%とか48%とか、平均しても4割弱、去年でも5割程度だったかと思います。このへんの町の方針と言いますか、考え方ですね、扶助費が高くて、一般に言う公共投資という部類は毎年低いわけでございます。そういう考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

企画財政課長 議員ご指摘の扶助費が、類似団体に比べて非常に高いということですが、これについてはですね、以前からの傾向として本町の傾向としてあります。そして、郡内、東彼杵郡の波佐見町、東彼杵町においても、類似団体より高いという傾向があります。これについて、前々からですね、この傾向がありましたので分析をと思ってみたんですが、類似団体ですね、扶助費の現況というものを、なかなか統計上では把握をしづらい、したがって比較をしづらいということですね、こういった要因によって類似団体よりも多いのか、これがなかなか掴めないというのが今の実情です。

そして、普通建設事業につきましては、これについても低いというご指摘なんですけれども、これも同様な理由でですね、なかなか把握をしきれれておりません。ただ普通建設事業で言えるのはですね、今日お配りした資料でご覧いただきたいと思うんですが、横長の資料ですね、資料名が歳入決算の状況という横長の表をお渡ししております。この中ですね、10ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにですね、積立金、地方債残高と異動額、投資的経費の関連というのがあります。そしてですね、7ページをご覧いただきたいと思います。7ページでお示ししているのがですね、まずは経常一般財源と、これはコンスタントに入ってくる収入といった意味合いで捉えていただければと思います。そしてBにありますのが経常的経費に充てた一般財源ということです。そしてこの差

がですね、多いと傾向として、一般論としては普通建設事業に充てる額も多くなるという傾向があります。本町の場合、この比較としてですね、下の棒グラフ、これが例えば13年度で言いますと7億5,500万円とあります。これがですね、10ページの資料をご覧くださいますと、13年度比較いただきますとですね、下の棒グラフですね、灰色の棒グラフが投資的経費の額です。これが投資的経費の一番大きいものが普通建設事業と言われていますが、これが13年度で言いますと、これが一番21億3,800万円ということですね、投資的経費の額も多かったようです。したがって、財政的な硬直性があるそうですね、どうしても建設事業に回すお金が少なくなるという傾向がありますので、一般論としてそういったことが言われているということをご理解いただければと思います。以上です。

議 _____ **長** 詳しくは、分科会等でも十分な説明をいただければと思います。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13:10)

議 _____ **長** 次に、認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」に対する質疑を行います。この質疑についても3回まで許可する取り扱いとさせていただきますので、以下同様の取り扱いとさせていただきます。

14番久保田 国民健康保険でお尋ね致します。決算書131、成果報告書99ページの、出産育児一時金というのが上がっております。16人分で上がっておりますが、この出産育児一時金というのは、39万円プラスの3万円の出産時の異常出産などのときの保険というか、それが3万円加わって42万円になっていると認識しておりますが、この無事にですね、赤ちゃん達が産まれることが幸いのことです。何も無かったときの3万円というのは、どのように行方はなるのでしょうか、用途というか、どういうふうになるのかお尋ねします。

健康推進課長 お答え致します。130、131ページの4項出産育児諸費の関係でございますが、議員ご発言のとおり、一件につき42万円の支出ということになります。42万円について、出産医療費が例えば42万円未満であった場合については、医療機関にその請求があった分を支出をし、その残額42万円に満たす部分については、全て個人に支出をするということに決まっております。

ます。ですから、産科医療制度に加入されている医療機関以外のところで出産した方以外については、全て42万円が本人さんが医療機関に支出をするということに致しております。以上でございます。

14番久保田 決算書135ページです。特定健診のところですね、不用額が9万8,082円生じております。地域のいろんな団体を使って、特定健診の推進に努められていると思いますが、なかなか特定健診率が伸びない、そういうところはどんな手立てをとられているんでしょうか、お尋ねします。

健康推進課長 決算書の134ページの特定健康診査等事業費の分にかかる9万8千円の不用額ということでございますが、これにつきましては不用額が9万8千円、逆に9万8千円しかないという考え方を持っていたいただければと思います。3月を過ぎて、4月、5月の見込みの分を予定して、予算を計上してありますので、たまたま件数分が少なかったということと、当然、集団検診は10月末で終わりますので、その分についてはほとんど不用額がなくなるというところでございます。受診率の関係でございますが、平成24年度は37%程度しかございませんでした。広報等では、回数を重ねて受診勧奨等を行っております。国保年金係において、医療機関での個別受診もできますよということで、医療機関の窓口の方に看板等を立てさせていただいているというところもございます。24年度からではあります、情報提供ということもお願いをしております。なかなか数字等が上がってきていないという状況です。ただ、25年度については、情報提供の数も相当数増加傾向にあるというところございまして、なかなか受診率向上についてはですね、広報のみで済むかどうかということでしょうけれども、なかなか厳しい状況であるようでございます。以上です。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第2号「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13:17)

議 長 次に、認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第3号「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13 : 18)

議 長 次に、認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」に対する質疑を行います。

14番久保田 お尋ねします。今日配られた、この用紙で説明をお願いします。

ここにですね、地域支援事業の事業規模というのがあります。上限は3%までですけれども、まだ0.77ポイント枠があるんですね。去年が0.84%、介護予防事業のところでは0.84%でしたけれども、ここが0.6%となっております。まだ枠が0.77ポイントあるわけですけれども、ここをもっと広げて事業を進めるといふことにはならないのでしょうか。お尋ねします。

健康推進課長 お答え致します。この介護保険につきましては、冒頭申しましたが、平成24年度から26年度までの川棚町高齢者対策基本計画ということで、いわゆる介護保険の事業計画の分に則って事業を進めているわけですが、地域支援事業にかかる介護予防事業、上限額が設定をされているのが2%で、いわゆる事業として進めた分が0.6%ということでございます。これにつきましては、保健料等の兼ね合いもございますが、冒頭、決算の説明でも申し上げましたとおり、この事業をするためには、いわゆる専門職の方々の雇用も必要となります。現在、看護師で管理栄養士、それから歯科衛生士等を雇用致しておりますが、本町在住の方はなかなか雇用すべく計画をしておりましたが、なかなかいらっしやいません。川棚町以外の方を雇用しているという状況で、なかなか専門職の方々を見つけきれないというところも、一つ、この事業として推進ができていないという状況でもあります。ただし、これを上限枠いっぱいにしてしまいますと、介護保険料の算定について想定していない分もございまして、次期保険料について不足が生じるということも考えられるということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

14番久保田 あと二つお尋ねします。決算書の181ページで、額は小さいんですけれども、包括的支援事業の中ですね、役務費が支出額13万2千円という、額は小さいんですけれどもね、この介護者を抱えた家族の人達にとっては、大変悩みを抱えていらっしやるということが多いと思っております。これはですね、ぜひめいっぱいというか、もっと額を増やしてでもという気持ちがありま

すけれども、これを向こうから出向いてこられるだけではなくて、もっと充実した事業にできないかというのと、もう一つはですね、成果報告書の120ページですけれども、滞納繰越額ですね、収入分が23年度の95万850円と比べれば半分以下になっております。平成24年度の収入額がですね、この額が半分程度に落ちたという理由はどう考えられますか。二つお尋ねします。

健康推進課長 それではお答え致します。まず初めに、決算書の180、181ページの包括的支援事業2事業にかかる役務費の関係だったと思いますが、この分につきましては、包括的支援事業の中の役務費については、ケアマネの事務の研修会等にかかる受講料のみを支出を致しております。

2事業につきましては、国保関連の伝送サービスの電話料のみでございますので、議員がご質問されたところとちょっと違う分の支出科目となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、滞納繰越の分でございますが、23年度と24年度の収入の分が、およそ半分程度ということでございますが、23年度において不納欠損処分をしている分が多数、金額的に多い分がっております。それと24年度において、滞納繰越分の収納が少なかったということになりますが、23年度は前年度、22年度と比べまして、相当額収納がっているということで、23年度分にまとめて納付があったという分があるかと思っております。以上です。

議 長 質疑なしと認め、これで認定第4号「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13:27)

議 長 次に、認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第5号「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13:28)

議 長 次に、認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで認定第6号「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の質疑を終わります。

(13:29)

議 長 次に、議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」と認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」に対する質疑を行います。

2 番 竹 村 山道浄水場の第7次拡張事業についてお尋ねしますけれども、これは平成24年度から26年度までの3カ年の事業ということになっておりますけれども、24年度においては、当初の予算額と比べて大きな減額補正がなされております。全体の事業量は変わらないと思うんですけども、進捗状況、完成に至る見通し、事業費が大きく減額になるのかなと思うんですけども、そこらの見込みについてお尋ね致します。

水 道 課 長 それではお答えを致します。現在の進捗状況であります。

平成24年度で作成を致しました急速ろ過器、あるいは沈澱池に設置を致します傾斜板等については、平成25年度早々に発注を致しまして、8月末には設置を完了し、稼働に向けて水質検査等も含めて実施を行っております。9月には、稼働を致している状況であります。それから、今後の予定であります。既に起工伺いを上げておまして、決裁もいただいております。今後は、業者の選定に向けての委員会等を開催を予定されておまして、それで決定をされますと発注ということになりますので、できれば10月末あるいは11月の頭には発注、契約の予定であります。25年度の事業と致しましては、浄水場の、まずろ過池の1号、2号、2池の解体、それから旧建物と言いますか、旧詰所、あるいは倉庫、ポンプ室が支障になりますので、建物の解体、併せて敷地の盛り土造成工事、その盛土造成工事に伴います場内雨水、排水の側溝整備、それと造成工事に伴います導水管、原水の導水管ですね、それから送水管等について先行しておくべき施設、電気設備も造成に併せて先行して整備しておく必要があるもの。それから現在の水源であります浅井戸、それと川棚川から取水しています川棚川の着水井、着水の井戸ですね、これのかさ上げに伴っ

てポンプの更新等を予定を致しております、平成25年度の予算の執行予定額以内での現在設計をしているところであります。

なお、入札になりますので、落札減が伴いませば、その分は予算として残っていくということになるかと思えます。なお、完成につきましては、平成26年度完成を目指しております。現在のところは、平成26年度3月末完成で、それから試運転等を行っての供用開始という予定を立てているところであります。以上です。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで議案第49号「平成24年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」と認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」の質疑を終わります。

(1 3 : 3 3)

議 _____ **長** お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号「平成24年度川棚町一般会計決算認定について」から、認定第7号「平成24年度川棚町水道事業会計決算認定について」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われますので、川棚町議会委員会条例第5条のほかの規定により、委員定数を14人とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって認定第1号から認定第7号までについては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定を致しました。

決算審査特別委員会の委員の互選については、委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布しました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長及び監査委員を除く議員14名を指名したいと思いますが異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を
決算審査特別委員に選任することに決定を致しました。

(1 3 : 3 5)

議 _____ 長 ただいま設置いたしました決算審査特別委員会の委員長及び副委
員長の選任については、この後、休憩を致しますので、委員会条例第9条第1
項の規定により、第1委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選して
いただきたいと思います。正副委員長が決まりましたら、委員長から議長まで
報告をお願いします。

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(1 3 : 3 6)

(...休 憩...)

(1 3 : 4 7)

議 _____ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ 長 決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知
を受けましたので報告を致します。

議 _____ 長 委員長に村井達己委員、副委員長に田口一信委員、以上のとおり
であります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいま、お手元
に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりでありま
す。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日まで
に審査報告書の提出をお願いします。

10月10日の会議は、諸般の都合により、特に、午後1時に繰り下げて開
くことにします。ご留意願います。

議 _____ 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会
と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 3 : 4 9)